## 経理適正化対策本部会議 会議録

- 1 日 時 平成21年2月16日(月)午後2時から午後2時35分まで
- 2 場 所 愛知県議会議事堂1階ラウンジ
- 3 出席者 ○経理適正化対策本部

本 部 長	知	事	神田 耳	真秋
副本部長	副知	事	西村	眞
副本部長	副知	事	稲垣	<b></b> 全司
本 部 員	知 事 政 策 局	長	小川一	兑雄
本 部 員	総 務 部	長	島田	<b>對一</b>
本 部 員	総務部人事担当局	長	河村 每	汝文
本 部 員	地 域 振 興 部	長	的井	宏樹
本 部 員	県 民 生 活 部	長	石川 到	正幸
本 部 員	防 災 局	長	小出 清	支樹
本 部 員	環境部	長	藤井	政夫
本 部 員	健康福祉部	長	小島	通
本 部 員	健康福祉部健康担当局	長	五十里	明
本 部 員	産業労働部	長	富吉	賢一
本 部 員	産業労働部労政担当局	長	志治	孝利
本 部 員	農林水産部	長	永田	清
本 部 員	農林水産部農林基盤担当局	長	松下	关夫
本 部 員	建 設 部	長	湯山	芳夫
本 部 員	建設部建築担当局	長	勢力	常史
本 部 員	会 計 管 理	者	夏目 多	安孝
本 部 員	企 業 庁	長	宮島 🦻	<b></b>
本 部 員	病院事業庁	長	二村	准次
本 部 員	議会事務局	長	小田 信	夋文
本 部 員	教育	長	今井 き	秀明
本 部 員	監査委員事務局	長	磯谷七三	丘三夫
本 部 員	人事委員会事務局	長	大久保衫	谷司
本 部 員	労働委員会事務局	長	林	争生
○事務局				
	(A) 34 Jan 54	_		

総 務 部 次 長 原田 出納事務局次長 松原 新一 総 務 課 長 中野 幹也 人 長 小椋 雅 事 課主 幹 加藤 徹 人 事

# 4 発言内容

小椋人事課長

ただいまから、経理適正化対策本部会議を開催します。

開会に当たりまして、本部長であります知事から、御挨拶をお願いします。

神田知事

経理適正化対策本部の今日は第2回の会議であります。

昨年12月15日に第1回の会議を開催いたしました。

その第1回の折には、不適正な経理処理に係る全庁調査の結果、平成1 9年度分の報告を受けたところでございます。

併せて、その際には、経理適正化のための再発防止策について、職員の 意識改革を図ることや、電子調達の拡大などを当面の再発防止策として決 定するとともに、地方機関における物品調達体制の見直しなどについては、 経理適正化外部委員会の意見を聴きながら検討を進めることとしたところ でございます。

本日の会議では、不適正な経理処理に係る全庁調査について、全体の結果がまとまりましたので、その結果報告を受けるとともに、前回の会議でも申し上げたわけでありますけれども、大変な額であります。

二度と不適正な経理処理が行われないよう、経理適正化に向けた取組を全庁的な体制のもとに推進していかなければならないと思っておりますので、そのような認識のもとに対応していただきたいと思います。

また、本日は追加の改善・再発防止策などにつきましても取り上げることといたしております。

各部局長においても、この対策本部の主旨について改めて認識をし、不 退転の決意で今後の再発防止の取組や再発防止策の実施など、取り組んで いただきたいと思います。

一日も早く県民の信頼を回復する必要がありますが、経済的にも困難な 時代ですので、全庁的な協力についてよろしくお願いします。

本日の報告を受け、皆さんの真摯な取組を重ねてお願いします。

小椋人事課長

ありがとうございました。

これ以降の会議の進行は、本部長にお願いいたします。

神田知事

では早速、本日の議題に入ります。

議題の不適正な経理処理に係る全庁調査の結果について、事務局から説明してください。

原田総務部次長

不適正な経理処理に係る全庁調査の結果につきまして、その概要を説明させていただきます。資料をご覧頂きたいと思います。

まず、1の「調査の概要」についてであります。

会計書類の保存年限が5年でございますので、当初は、平成15年度から19年度までの5年間の調査でありましたが、平成13年度及び14年度並びに20年度まで対象年度を拡大いたしまして、8年間の調査となったところでございます。

アの「平成15年度から19年度までの調査」は、(ア)にありますとおり、本庁及び地方機関のすべてを対象に、会計検査院の検査基準に準じた方法で、需用費で執行した取引の一覧表を作成いたしまして、取引業者の帳簿類と突合を行ったところでございます。

なお、取引業者の帳簿類で確認ができなかったものにつきましては、所 属長が当時の担当者から聞き取るなどの調査を行ったところでございます。

(ウ)の「調査対象」では、需用費は光熱水費などを除き、執行したすべてのものを対象として、本庁は取引の多い業者を、地方機関はすべての業者について調査を実施いたしました。

次に、2ページの イ「平成13年度及び14年度の調査」につきましては、取引業者の帳簿類が7年間の保存でございますので、支出証拠書が残っていたすべての機関について、経理適正化外部委員会からの助言もいただきまして、調査を行ったところでございます。

(イ)の「調査方法等」は、平成15年度から19年度までの調査で、「預け金」、「一括払」、「差替え」がありました取引業者の帳簿類と県の支出内容を突合する方法と当時の担当者からの聞き取りにより、調査を行ったところでございます。

次に、ウの「平成20年度の調査」につきましては、平成19年度の調

査で平成20年度においても前年度納入がありましたので、平成20年1 2月末までにつきまして、本庁及び地方機関のすべてを対象に、担当者から聞き取り調査や、必要に応じて取引業者の帳簿類と県の支出内容を突合する方法によりまして、調査を行ったところでございます。

3ページ(2)の「賃金、旅費」は、平成15年度から19年度を対象に、会計検査院の検査と同様に、過去5年分の調査をすることといたしました。

次に、4ページ、2の「調査結果の概要」でございます。

(1)の「調査の実施状況」でございますが、まず、アの「需用費」についてであります。

平成15年度から19年度までの調査対象は、累計で延業者数471千件余に対し、取引業者の帳簿類と突合が出来ました件数は、342千件余で72.7%、これに職員からの聞き取り調査を加えますと、件数は428千件余で90.8%の調査率でございます。

また、金額ベースでは、調査対象金額405億円余に対し、取引業者の 帳簿類と突合と職員からの聞き取り調査を加えますと、382億余円で調 査率は、94.3%でございます。

なお、平成13年度、14年度及び20年度は、調査方法が異なるため 集計には含めておりません。

下の表につきましては、会計別年度別に分析したものであります。

次に、5ページの イ「賃金、旅費」につきましては、表にありますように、3会計あわせまして、賃金は10億余円、旅費は9億余円で合計19億余円の調査でございます。

次に、(2)の「調査結果の総括」についてでございます。

需用費のうち、「預け金」、「一括払」、「差替え」につきましては、

- 2億4,405万5千円で、これに会計検査院の指摘分を含めますと
- 3億7,124万4千円でございます。

このほかに、需用費の翌年度納入、前年度納入が、

7億9,383万3千円、賃金、旅費が3億2,464万9千円となってご ざいます。

需用費の区分毎の金額及び賃金、旅費の状況は、下の表の ア、イのとおりであります。

次に、6ページの ウ「会計検査院の指摘を含む金額」の表は、需用費、 賃金、旅費につきまして、会計別・年度別にそれぞれ金額を集計したもの でございます。

総額は、表の最下段の右端の計欄にございますとおり、

14億8,972万6千円であります。

次に、8ページ(3)の「不適正な経理処理等が行われていた機関数」 であります。

需用費は、地方機関で翌年度納入、前年度納入が多く、平成15年度から19年度まででは、ほぼすべての地方機関となっております。本庁は病院事業庁のみであります。

また、賃金は本庁、地方機関合わせて10前後となっており、旅費は平成15年度、16年度に多く、平成17年度から19年度では本庁、地方機関合わせて60余の機関でございます。

下記の表は、年度別の需用費、賃金、旅費のそれぞれの機関数の状況であります。なお、表の中の()書きは、本庁分で外数となっております。

需用費を見て頂きますと、一般会計・特別会計には、各年度とも()はありません。

出納事務局が行う物品購入には不適正なものはありませんでした。

公営企業会計の()書きは、病院事業庁が、扱ったものであります。 次に、9ページの(4)「預け金の状況」でありますが、「預け金」を行っておりました機関数は8部局の27所属でございます。

調査期間における「預け金」の発生額は、1 億 2 , 5 0 6 万 5 千円で、このほかに以前から繰り越されております額が 3 , 3 0 8 万 9 千円ございまして、「預け金」の合計額は 1 億 5 , 8 1 5 万 4 千円でございます。

このうち、1億4,921万9千円が、公用の事務用品等の取得で使用され、取引業者に「預け金」として残っておりました893万5千円は、2月5日までにすべて返還させていただいております。

次に(5)の「不適正な経理処理」のうち、預け金、一括払、差替えで 取得した主な物品であります。

表にありますとおりパソコン186台、プリンタ129台、デジタルカメラ207台、机・椅子等什器類1,795個となっております。

次に、10ページ(6)の「国庫補助金額の状況」についてであります。 国庫補助金の総額は、表の右端合計欄のとおり3億3,366万5千円でございます。

これには会計検査院に指摘されました1億3,007万円を含んでおりますので、これを除きますと、2億359万5千円となっております。

この国庫補助金の国への返還につきましては、表の下にありますとおり、 会計検査院指摘分は、平成20年度中の返還に向け関係省庁と協議中であ ります。

また、平成15年度から19年度分につきましては、今後関係省庁、会計検査院と協議し対応することとしております。

次に、(7)では、平成13年度から20年度分の調査においては、私的な流用や使途不明金は認められなかったことを記載しております。

次に、3は、「会計検査院の検査結果と今回の検査結果との比較」であります。

会計検査院の検査は、平成14年度から18年度の5年間について農水 省、国交省所管の補助事業について調査を行ったものでございます。

一方、今回の調査は、平成13年度から20年度までの8年間につきまして、すべての機関を対象に、会計検査院が実施した検査を含めて実施をしております。

11ページの(4)にございます、「調査結果の比較」は、単純に比較はできないものと考えております。

次に、13ページからは、調査結果の総括表、会計別総括表、15ページからは、部局別の本庁、地方機関別内訳表を、19ページ以下につきましては、地方機関別内訳をそれぞれ記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

なお、お手元に別冊として、需用費で、「預け金」、「一括払」、「差替え」 により取得した物品の態様別一覧を配布させて頂いておりますが、この説 明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

神田知事

事務局の説明がありましたが、ただいまの説明につきまして、何か御意 見や御質問は、お気づきの点がありましたら御発言をお願いします。

今井教育長

教育委員会事務局におきましても、3億円を超える不適正な経理処理がありました。

誠に申し訳ない思いであります。

一方で、愛知県の全庁調査は、需用費については国庫補助事業を含む全

事業を対象に、平成13年度から20年度までの8年間、また、賃金・旅費については会計検査院の実地検査に準じて国庫補助事業で平成15年度から19年度までの5年間という非常に大規模な調査であったと思います。

今回、取りまとめに当たった出納事務局は大変な作業であったと思いま すので、会計管理者から作業について御発言があればお願いします。

併せて、会計検査院の実地検査を受けた12道府県の他の団体の状況も 伺いたいと思います。

## 夏目会計管理者

需用費につきましては、基礎データの作成に、各部局と地方機関が一体となって取り組んでいただきました。

各部局からのメンバーと出納事務局からなる40名近い作業チームが調査の確認と集計に当たりました。

平成13年度分から平成20年度分という大変な作業であるにもかかわらず、本日の全庁調査の報告に何とか間に合わせることができましたのも、自ら招いたこととは言え、職員一人ひとりが二度とこのような問題を起こしてはならないと真剣に取り組んだ結果ではないかと思います。

また、他府県の状況についても御質問がありましたが、愛知県の調査とは違い、他府県では19年度分だけとか、農林水産省と国土交通省の補助事業だけ、といった限定した調査が多いようで、愛知県では、今回、多額の調査結果が出ましたが、これは取引業者の協力もいただき、すべての取引について、帳簿類との突合を真剣に徹底した調査を行った結果の裏返しではないかと思います。

こうした多額で、全庁にわたっての不適正な経理処理の結果を、職員一人ひとりが十分に認識して重く受け止め、二度とこのような不適正な経理処理が起きないようにしていかなければならないと思います。以上です。

## 神田知事

それでは調査結果の報告はこの程度にして、大部の資料でありますので、 各部での十分な確認をお願いします。

次に、追加の改善・再発防止策について事務局から説明してください。

### 原田総務部次長

資料を御覧いただきたいと思います。

経理適正化のための改善・再発防止策につきましては12月15日の会議でも説明させていただきましたが、今回追加の対策もございますので、御説明を申し上げます。

資料1ページ目の、既に実施しております改善・再発防止策につきましては、既に決定されたところでございまして、物品調達事務の見直しの1の物品購入時における納品書の徴取、保存から4の契約書状況の確認強化につきましては、既に実施済であります。

監査委員事務局監査の強化、所属長研修の実施につきましても、すでに 実施しております。

続きまして、資料2ページを御覧ください。

今後実施する改善・再発防止策であります。

1の電子調達システムを活用したオープンカウンタの利用拡大と2の契約制度の見直しはすでに説明させていただいておりまして、実施は平成21年4月からであります。

次に、予算執行区分の明確化も平成21年4月から実施いたしますし、 4月1日における年間分事務費の90%配当、配分も4月1日から実施します。

物品調達体制の拠点化につきましては、前回の会議で今後検討していく こととされたものでありますが、詳しい内容が確定しましたので、御報告 申し上げます。

出納事務局に調達課を新設いたします。

現在、各地方機関で実施しております物品調達事務を、尾張、西三河、 東三河の3か所の調達拠点に集中化をいたします。

ただし、納品検査は業者の利便性から6か所で実施いたします。

実施は21年4月からでございます。

それから、下の2項目は今回追加をしておりまして、まず、監査体制の強化につきましては、監査委員を1名増員して5名体制といたしまして、監査体制の強化を図ってまいります。

監察の強化といたしましては、人事課に監察室を設置いたしまして、コンプライアンス意識の徹底と監察の強化を図ってまいります。

説明は以上でございます。

神田知事

これまで取り組んできたこと、計画中のもの、将来のことについて説明 がありましたが、ただいまの説明につきまして、御意見や御質問はありま せんか。

小島健康福祉部長 健康福祉部でも、今回の調査で、1億4千万円を超える不適正経理が判明しました。

誠に申し訳ない思いであります。

中でも多かったのは、地方機関における翌年度納入でありましたことから、やはり、地方機関における物品調達体制が問題であったと思います。

既に、組織の見直しとして説明のありました、物品調達体制の拠点化が進められることとなり、県内3か所の調達拠点で対応することとなりました。

確かに、このことによって県としては不適正なことは防げると思うわけですが、地元の業者が参入しにくくなるということもあるのではないか、そういう心配もあるので、その点について事務局に伺いたいと思います。

松原出納事務局 次長 今回の地方機関の物品調達体制の拠点化では、地元の業者の方々への配慮も行う必要があると考え、3か所の調達拠点のほか、6か所の検査拠点、合わせて9か所で納品検査を受けることができるようにすることを考えております。

例えば、豊橋の調達拠点で契約したものでも、新城で納品検査を受けることができ、新城の業者の方々にも参入しやすいよう配慮したものでありまして、この他にも対応を考えていきたいと考えております。

運用は平成21年7月からでありますので、4月からの3か月間で業者の方への周知を十分に行いまして、円滑な新体制への移行を図ってまいりたいと考えております。

湯山建設部長

資料の一番最後ですが、建設部では、不適正な経理処理等の再発防止に向けて、県だけではなかなか改善できない制度の改善に向けた取組の一つといたしまして、2月の4日、国土交通省中部地方整備局長へ「国土交通省所管の国庫補助事業等に係る事務費の改善要望について」の要望を行いました。

この要望書の別紙として改善要望書を付けておりますが、旅費や消耗品費などの補助対象範囲の拡大と明文化、そして、事務費に占める人件費率、これは現在64%でありまして、県の実態よりも非常に低い。

物品の割合が高いのが問題の発端でもあることから、人件費率の引き上げを要望いたしました。

当日、要望に対応していただいた、中部地方整備局の総務部長さんからは、事務費が使い勝手の良いものになることは、国土交通省の本意でもあるので、この要望を早々に本省へ報告したいと言っていただきました。

ただ、人件費の見直しは他の省庁とも相談する必要があるとのことでは ありましたが、前向きな発言をいただきました。

永田農林水産部長 建設部と同様に、国庫補助事業の使途基準が明確でないことから、直接、 農林水産省へ行って使途基準の明確化を要望してまいりました。

また、こうしたことは本県だけの問題ではないことから、他県とも連携しながら、さらに強く使途基準の明確化について要望していきたいと考えております。

神田知事 その他ないようですので、今後、最終的な報告書に向けてのスケジュールを事務局から説明してください。

原田総務部次長 本日、最終的な全庁調査結果がまとまりましたので、この結果を踏まえまして、職員からの返還金や、職員の処分についての対応が必要となってまいります。

経理適正化外部委員会の助言をいただきながら、これらの内容を取りまとめました最終の報告書を作成いたしまして、今月末までに、この本部に諮ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

神田知事 今月末までに諮るとのことですが、このことについて、御意見、御質問 はありますか。

島田総務部長 返還金の発言も出たので発言させていただきます。

会計検査院の実地検査で指摘された国庫分1億3千万円につきましては、加算金の6千百万円を加えて、この2月議会で補正予算案を出しておりまして、3月末までに国への返還を行う予定であります。

また、今回の全庁調査が出まして、さらに2億円余の国庫補助金についても国への返還が必要となりますので、これにも別途、加算金が加わることとなります。

この2月補正も、一旦は一般財源で措置をしております。

すなわち、税で国へ返還する訳でございますが、もちろんそれで済む訳 ではありません。

こうしたことを踏まえまして、職員からの返還金の範囲や、負担額をしっかり考える必要があると思います。

小川知事政策局長 本日の報告で全容が明らかになり、県民の皆様に真に申し訳ないと思っております。

今、総務部長から、職員からの返還金についての発言がありましたが、 これからの大きな問題は、何を職員からの返還金でまかなうべきか、また、 どのような負担をどう分かち合うのかということであります。

今回の全庁調査結果を見ても、ほぼすべての地方機関で不適正な経理処理が行われていたことがわかりましたので、職員全体でこの返還金問題を考えなければならないのではないかと考えます。

石川県民生活部長 県民生活部においても、今回、7千万円を超える不適正経理の金額が出ました。

非常に申し訳ない思いであります。

今、知事政策局長からの発言にもありましたように、今回の不適正経理 は特定の経理担当者だけではなく、職員全体の問題と捉え、返還金のあり 方についても、返還金も全職員で連帯して考えていく必要があると思いま す。

県民の皆様方の信頼回復に向けて、職員一丸となって対応していく必要があり、返還金の問題についても、職員全体の問題として考えていく必要があると思っております。

職員からの返還金については、経理適正化外部委員会の意見をよくお聞きして、県民の皆様方に納得いただけるような内容、方法を考えていかなければならないと思いますので、部局長で、しっかりと話し合っていく必要があります。

ぜひ、そういう方向で検討をお願いしたいと思います。

#### 神田知事

その他ありませんか。

それでは、事務局から報告があったように今月末までに、この本部会議の場で諸課題への対応について決定したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

なお、外部委員会の先生方の意見を十分聴取して、内容をよく検討していく必要があります。

また、3回目の本部会議の日時が決定しましたら、伝達したいと思います。

### 小椋人事課長

それでは、これをもちまして本日の会議を閉会します。 お疲れ様でした。